



住民税非課税世帯などに臨時特別給付金を支給します

問合せ先／函南町給付金専用ダイヤル(978-7080)、内閣府給付金専用ダイヤル(0120-526-145)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、困難に直面している世帯の暮らしの支援のため国が支給する給付金です。対象は、基準日(令和3年12月10日)において町の住民基本台帳に記載されている次の世帯です。

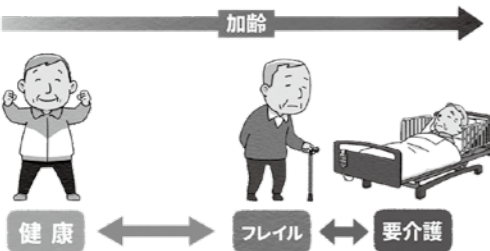
対象	申請方法	支給額
1 世帯全員が令和3年度分の住民税均等割非課税の世帯(※1)	送付された確認書に必要事項を記載し、必要書類を添付して返信用封筒で郵送または、役場1階福祉課窓口へ持参してください(※3)	1世帯あたり 10万円
2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が減少し、家計が急変し住民税非課税相当の収入となった世帯(※2)	福祉課へ申請してください	

- (※1) 住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯は支給対象外です。
- (※2) 住民税非課税相当の収入の判定は、福祉課窓口へご相談ください。
- (※3) 世帯の中に令和3年1月1日以降に転入した人がいる場合は、令和3年度分の住民税均等割の非課税証明書の提出が必要です。

○詐欺にご注意ください

- ▶臨時特別給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
- ▶自宅や職場などに国や県・町の職員などをかたる不審な電話や、郵便があった場合は、迷わず町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問合せ先／健康づくり課(978-7100)



けんこうのぞん 健康づくり課通信

第11回「フレイル」って何?

今回は知って得する豆知識としてフレイルについて説明します。フレイルとは、筋力などの身体の機能や活力が低下し、社会とのつながりも減少してしまった状態を指します。

食欲がない、硬い物が噛み切れない、外出の機会が減っている、物忘れが気になるなど思い当たることありますか。当てはまる人は、もしかしたらフレイルの状態になっている可能性があります。フレイルには3つの柱があります。3つの歯車を上手に回し心身の衰えを予防することが重要です。フレイルは悪い状態になっってしまったとしても、よりよい生活をしていけば改善していくものです。

①身体的フレイル：体重減少や筋力低下など以前と比べて活動量が減っている状態

②社会的フレイル：社会活動への参加や社会的交流の機会が低下している状態

③心理的・認知的フレイル：認知機能障害やうつ病のように、心理的・精神的要因が身体的フレイルを生ずること

自分らしい生活を長く営めるよう、生活習慣に気を付けることだけでなく、社会参加をしつつ適度な運動で筋力を維持しましょう。食生活を見直すことも一歩踏み出すポイントです。3月号では、フレイル予防の食事について紹介いたします。



マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

問合せ先／下記の問合せ先をご確認ください

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには申し込みが必要となります。

国民健康保険への加入や脱退の手続きは今後必要になります。保険が切り替わった場合は住民課で必ず手続きをしてください。

マイナポータルで特定健診情報の閲覧ができます

マイナンバーカードの健康保険証利用を申し込みをした人は、令和2年度以降の健診結果をマイナポータルで閲覧できるようになります。

マイナポータルで自身の特定健診情報に加え薬剤情報も閲覧できるので、生活習慣の改善など健康管理に役立ててすることができます。

○問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日9時30分～20時、土日祝9時30分～17時30分(年末年始を除く)



4月1日から自動車臨時運行許可申請書の様式を変更します

問合せ先／税務課(979-8107)

4月1日から自動車臨時運行許可申請書を全国統一様式に変更します。

○主な変更点

- ▶申請書への押印が不要となります。
- ▶申請者が法人の場合、社名と代表者名に加えて窓口に来庁して仮ナンバーを受領する人(社員の人など)の氏名、住所の記入が必要となります。

○申請に必要な書類

- ▶自動車臨時運行許可申請書
- ▶自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書など申請自動車であることが確認できる書類
- ▶自動車損害賠償責任保険(共済)証明書
- ▶窓口に来庁した人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)



軽自動車などの廃車・名義変更の手続きを忘れずに

問合せ先／税務課(979-8109)

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者に1年ごと課税されます。廃車や名義変更の手続きをしていない人は、お早めに手続きを済ませてください。紛失や盗難にあった場合でも、登録抹消手続きをしていないと課税されます。ご注意ください。

車種によって手続きの窓口が異なります。手続きの受付時間、必要なものなどはそれぞれの窓口にご確認ください。

○手続きを行う窓口

- ①原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、ミニカー
函南町役場税務課
電話番号：979-8109
- ②軽二輪車(126cc以上250cc以下)、二輪小型自動車(251cc以上)
中部運輸局 静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所(沼津市原字古田2480)
電話番号：050-5540-2051
- ③軽三輪車、軽四輪車
軽自動車検査協会 静岡事務所 沼津支所(沼津市大塚字道上27-2)
電話番号：050-3816-1778

【重要】新型コロナウイルス感染症の感染状況により、イベントの中止など掲載内容が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。